

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】2
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】6
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】7
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】8

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業地域経済振興部商業・サービス産業政策課】12

北九州市告示第 3 2 1 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 5 年 1 2 月 2 9 日から令和 6 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 7 月 1 1 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 7 月 2 0 日	西海岸自転車保管所

	4 台	令和 5 年 7 月 27 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 5 年 7 月 13 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	3 台	令和 5 年 7 月 20 日	
	16 台	令和 5 年 7 月 27 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 5 年 7 月 25 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 7 月 25 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 7 月 5 日	下城野自転車保管所
	3 台	令和 5 年 7 月 6 日	
	3 台	令和 5 年 7 月 11 日	
	1 台	令和 5 年 7 月 13 日	
	2 台	令和 5 年 7 月 18 日	
	1 台	令和 5 年 7 月 20 日	
	1 台	令和 5 年 7 月 21 日	
	2 台	令和 5 年 7 月 28 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 7 月 18 日	北九州市小倉南区八重洲町 16 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 7 月 12 日	北九州市小倉南区城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 5 年 7 月	

		月 1 3 日	
	6 台	令和 5 年 7 月 1 4 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 7 月 1 8 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	3 台	令和 5 年 7 月 2 0 日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 7 月 1 9 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R スペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 7 月 1 9 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 3 台	令和 5 年 7 月 2 8 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止	1 台	令和 5 年 7 月 1 2 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 5 年 7 月 6 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 5 年 7 月 4 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	7 台	令和 5 年 7 月 1 4 日	
	1 台	令和 5 年 7 月 2 1 日	
	3 台	令和 5 年 7 月 2 8 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 5 年 7 月 1 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 7 月 2 1 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 7 月 1 2 日	
	2 台	令和 5 年 7 月	

	月 2 0 日
1 台	令和 5 年 7 月 2 5 日
1 台	令和 5 年 7 月 2 7 日

北九州市告示第 3 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 6 0 1 6 7 1	ふる里山荘 昭和	北九州市八幡東 区昭和二丁目 1 番 1 0 号	医療法人緑風 会	令和 5 年 7 月 3 1 日

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 9 0 1 0 0 2 7 4	小規模多機能 型居宅介護 えん	北九州市門司区 田野浦二丁目 9 番 3 3 号	株式会社 E P O	令和 5 年 7 月 3 1 日

3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 9 0 7 0 0 0 5 7	風の里 グル ープホーム	北九州市八幡西 区里中二丁目 1 7 番 1 3 号	社会福祉法人 薫風会	令和 5 年 7 月 3 1 日

北九州市告示第 3 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6 2	北九州小竹線	前	八幡東区豊町 1 7 5 4 番 5 地先から 八幡東区豊町 1 7 9 4 番 3 5 地先まで	12.1 ～ 13.9	51.2
		後	八幡東区豊町 1 7 5 4 番 5 地先から 八幡東区豊町 1 7 9 4 番 3 5 地先まで	12.1 ～ 21.1	51.2

北九州市告示第 3 2 4 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目 9 番 2 2 号  
株式会社新菱  
代表取締役 土山正明

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
株式会社新菱

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) R-001 及び R-002

名称	R-001	R-002
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 4 6 号イに掲げる水洗施設	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 4 6 号イに掲げる水洗施設
能力	9 2 0	4 3 3 0

(イ) R-003 及び D-011

名称	R-003	D-011
種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 4 6 号イに掲げる水洗施設	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 4 6 号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	1, 4 9 1 0	6 0 m <sup>3</sup> /分

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

(ア) R-001及びR-002

名称	R-001	R-002
使用時間間隔	間欠	間欠
1日当たりの使用時間	12時間	12時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以後	許可日以後

(イ) R-003及びD-011

名称	R-003	D-011
使用時間間隔	間欠	間欠
1日当たりの使用時間	12時間	24時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以後	許可日以後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常  
の値及び最大の値等

(ア) R-001及びR-002

名称	R-001	R-002
汚水量 ( $m^3$ /日)	通常 0.2 最大 0.2	通常 1.2 最大 1.2
水素イオン濃度	通常 2~13 最大 2~13	通常 2~13 最大 2~13
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 1,000 最大 35,000	通常 1,000 最大 35,000
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 290 最大 29,000	通常 290 最大 29,000
りん 含有量 ( $mg/l$ )	通常 1 最大 70	通常 1 最大 70
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 1,000	通常 10 最大 1,000

(イ) R-003及びD-011

名称	R-003	D-011
汚水量 ( $m^3$ /日)	通常 4.0 最大 4.0	通常 4.3 最大 4.3
水素イオン濃度	通常 2~13 最大 2~13	通常 2~13 最大 2~13
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 1,000 最大 35,000	通常 11 最大 400
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 290 最大 29,000	通常 290 最大 290
燐含有量 ( $mg/l$ )	通常 1 最大 70	通常 1 最大 7
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 1,000	通常 10 最大 100

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

R-001、R-002、R-003及びD-011から排出される汚水は、三菱ケミカル株式会社九州事業所の排水処理施設ASA2で処理又は産業廃棄物として処理される。

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口

イ 排水水の量及び汚染状態

	設置前	設置後
排水水の量 ( $m^3$ /日)	通常 601 最大 679	同左
水素イオン濃度	通常 7 最大 5~9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 16.0 最大 17.5	同左
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 23 最大 35	同左
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 ( $mg/l$ )	通常 0.5未満 最大 2	同左
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 32.6 最大 45.4	同左

燐含有量 (mg/ℓ)	通常	1.5	同左
	最大	1.5	

ウ 排水口名 No. 5排水口

エ 排出水の量及び汚染状態

	設置前		設置後
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	920	同左
	最大	920	
水素イオン濃度	通常	7	同左
	最大	5～9	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	20.9	同左
	最大	29.7	
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常	25.3	同左
	最大	34.6	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	通常	1未満	同左
	最大	1	
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	27.5	同左
	最大	34.4	
燐含有量 (mg/ℓ)	通常	1.3	同左
	最大	1.3	

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和5年8月16日から同年9月6日まで（日曜日及び土曜日）の毎日  
午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和5年9月6日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 5 3 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 5 年 8 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東京インテリア家具北九州店  
北九州市小倉南区沼本町一丁目 1 番 3 5 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社東京インテリア家具  
山形県山形市浜崎 1 0 0 番地  
代表取締役 利根川 隆弘
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
太陽家具北九州東店
    - イ 変更後  
東京インテリア家具北九州店
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - ア 変更前  
9, 4 0 7 平方メートル
    - イ 変更後  
7, 4 1 3 平方メートル
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前  
午前 1 0 時 3 0 分から午後 8 時まで
    - イ 変更後  
午前 1 0 時 3 0 分から午後 7 時まで
- 4 変更する年月日

令和 6 年 4 月 8 日

5 届出年月日

令和 5 年 8 月 7 日

6 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号

北九州市小倉南区役所総務企画課

7 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 1 2 月 1 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 1 2 月 1 8 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見